

練馬区自殺対策計画～こころとくらしのサポートプラン～（案）の概要

資料 3 - 1

平成31年3月18日
健康部保健予防課

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成28年3月に、国は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策基本法を改正し、平成29年には、自殺総合対策大綱の見直しを行った。これらを受けて東京都では、平成30年6月に東京都自殺総合対策計画を策定している。

練馬区では、国が定めた自殺総合対策大綱、東京都自殺総合対策計画および区の実情等を勘案して、「練馬区自殺対策計画～こころとくらしのサポートプラン～」を作成した。

2 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条に基づく区の自殺対策計画であり、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」や関連する分野の計画等と整合を図る。

3 計画の期間

平成31年度から35年度までの5年間

4 計画の数値目標

自殺死亡率、自殺者数を、平成27年（2015年）と比較して30%以上減少

自殺死亡率 15.3 → 平成38年（2026年）までに 10.7以下

自殺者数 109人→平成38年（2026年）までに 77人以下

第2章 練馬区の自殺の現状と課題

1 練馬区における自殺の現状（平成24～28年）

・自殺者数は、毎年100人以上で推移しており、5年間の平均は124.8人。

・練馬区の自殺死亡率は、平成28年が16.6。全国や東京都と比較すると、平成26年を除き低い傾向にある。

・男性の自殺者数は女性の約2倍である。年代別自殺者数は、40歳代が106人、50歳代が104人、60歳代が96人、次いで20歳代が92人となっている。

2 練馬区における自殺の特徴（平成24～28年）

・年代別の自殺死亡率は、高齢世代で高い傾向にある。

・20歳未満、20歳代では死因の第一位は自殺であり、自殺死亡率は全国の上位20～40%に位置している。

・原因・動機別自殺者数は、男女ともに健康問題が最も多く、男性は女性に比べて経済・生活問題を理由としたものが増えている。

・男女別の自殺未遂歴では、男性よりも女性のほうが人数・割合ともに増えている。

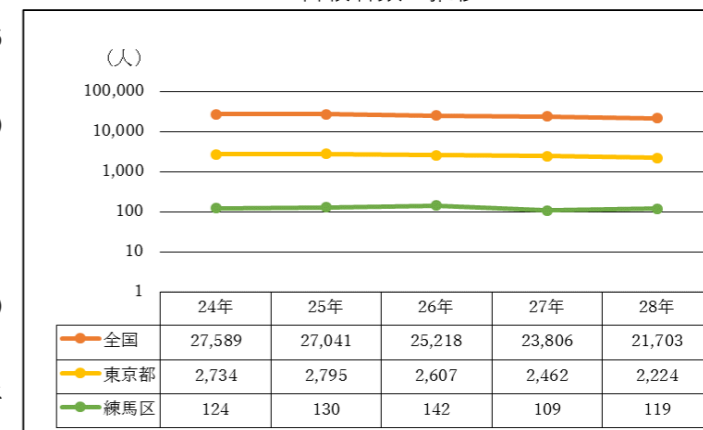
3 これまでの練馬区の自殺対策の取組

【普及啓発事業（自殺防止キャンペーン）】区内鉄道駅での啓発グッズの配布や区役所アトリウムでのパネル展示等を実施

【人材育成事業（ゲートキーパー養成講座）】区民、民生児童委員、医療・保健福祉関係者等 約2,300人

【相談事業】こころの相談（29年度：18回）、精神保健相談（29年度：100回）を保健相談所で実施

自殺者数の推移



第3章 練馬区の今後の取組

1 基本方針

- (1) 関連施策の連携を強化する
- (2) 区民・地域の理解を広げる
- (3) 生きることの包括的な支援として推進する
- (4) 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う

2 施策の体系

3 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
 - ①関係機関等の連携体制の構築
 - ②各種相談窓口の連携
- (2) 自殺対策を支える人材育成
 - ①関係機関、関連職種を対象とした研修
 - ②区民を対象とした研修
- (3) 区民への啓発と周知
 - ①リーフレット等の作成と活用
 - ②区民向けの講演会やキャンペーン等の実施
 - ③多様な媒体を活用した啓発（区報、ホームページ、SNS等）
 - ④こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化
- (4) 生きることの促進要因への支援
 - ①地域における居場所づくり
 - ②自殺未遂者への支援
 - ③遺された人への支援

4 重点施策

- (1) 高齢者の地域包括ケアシステムの確立
 - ①包括的な相談支援体制の確立
 - ②ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援
 - ③高齢者の社会参加の促進
- (2) 生活困窮者、無職者・失業者への支援
 - ①支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携
 - ②「生きることの包括的な支援」の強化
 - ③生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上
- (3) 子どもと子育て家庭への支援
 - ①いじめ防止対策の強化
 - ②児童虐待防止対策の強化
 - ③子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供
 - ④児童生徒のSOSの出し方教育の実施
 - ⑤身近な大人への支援体制の強化
- (4) 若者等への支援
 - ①若者が相談できる場の提供と周知
 - ②若者への支援体制の強化
 - ③若年女性への支援と居場所づくり
 - ④青少年の活動と交流の場の提供
- (5) 女性への支援
 - ①妊産婦への支援
 - ②子育て期の支援
 - ③若年女性への支援と居場所づくり
 - ④男女共同参画センター相談事業
 - ⑤自殺未遂者への支援

5 生きる支援の関連施策

健康の維持増進、各種相談、生活支援、地域の交流促進等、生きる支援に関連する事業

- (1) 保健・医療
- (2) 福祉
- (3) 子育て支援・教育
- (4) 労働・経済・生活・その他

第4章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

(1) 練馬区自殺対策推進会議

区内の保健、医療、福祉、教育等の関係機関と区が連携して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、本会議を中心にネットワークを構築する。

(2) 練馬区自殺対策検討委員会

自殺対策に関連する部長・課長を構成員とする練馬区自殺対策検討委員会を中心となって、庁内の関係部署が連携・協力して自殺対策を一層推進する。

2 練馬区自殺対策計画の進捗管理

練馬区自殺対策検討委員会において、計画に基づく施策・事業の進捗状況を把握・確認する。

進捗状況は、練馬区自殺対策推進会議に報告して意見を聞き、必要に応じて改善しながら、より実効性のある取り組みを進める。